平成２４年（フ）第２４６号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山18番地２
債務者　川島みよ子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３３０号
愛知県江南市藤ケ丘７丁目１番地１　江南団地202棟202号
債務者　根間　宏樹
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３３１号
愛知県江南市藤ケ丘７丁目１番地１　江南団地202棟202号
債務者　根間　幸恵
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４５号
京都府京丹後市網野町網野465番地の３
債務者　友田ひとみ（旧姓坂下）
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２５６号
福岡県小郡市大保1343番地２―607号室
債務者　淵上　朋子
１　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６４号
福岡県久留米市諏訪野町2173番地４
債務者　田中　大輔
１　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２７８号
福岡県久留米市国分町195番地９
債務者　尾崎真理子
１　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４１号
大分県日田市大字小野1057番地
債務者　森本　誓治
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１９９号
静岡県富士市水戸島１丁目８番24号　グリーンハイツ水戸島203号、前住所静岡県富士市富士町３番11号
債務者　山本　静子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３５８号
愛知県岩倉市東新町燈明庵１番地　岩倉団地36棟502号
債務者　山下　吹子
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６６５号
千葉県野田市尾崎807番地の29　コーポコスモ102
債務者　山田　京子
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７９号
千葉県松戸市稔台２丁目28番地の１　ジュネパレス松戸第４―104号
債務者　米倉　正広（旧姓栗田）
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８４号
千葉県松戸市常盤平陣屋前11番地の16　八柱タウンハイツＢ―５号
債務者　合田　奈央
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２１号
千葉県柏市豊四季608番地13　南柏パインヒル１―201号
債務者　遠藤　君子
１　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９８号
山口県周南市大字呼坂1006番地の441
債務者　小林佐千恵
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７７号
北海道北見市末広町636番地２
債務者　佐々木徳美
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７２３号
仙台市若林区遠見塚東３番18号
債務者　早坂　太郎
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２９号
宮城県塩竈市梅の宮２番23号
債務者　円崎　大輔
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係